

磐梯町 農業委員会だより

第 21 号 令和 6 年 1 月発行

発行：磐梯町農業委員会

耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855

編集：農業委員会だより編集委員



令和5年7月20日、磐梯町農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員が改選された。農業委員12名（新人4名）、農地利用最適化推進委員4名（新人2名）が新たなスタートを切った。任期は3年間。

農業委員改選 新農業委員・ 最適化推進 委員決まる

明けましておめでとうございます。
健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
平素より農業委員会に対して、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。



農業委員長
加藤 健一〈赤枝〉

昨年は、新型コロナウイルスも二類から五類に移行され、季節性のインフルエンザと同等の区分となりました。しかし、コロナウイルスが消滅したわけではなく、再び猛威を振るうかもしれません。コロナ禍の三年間の経験・教訓を生かして、自らの命と健康を守って参りましょう。現在は、これまでに開催が自粛されていましたが様々な研修もようやく再開となりましたので、私も農業委員としての役割も果たさなければと思います。

さて、昨年春に「農地取得下限面積」が撤廃となりました。農地取得下限面積とは、農業をやりたい人に一定の規模の農地の取得を求めていたものです。農地が他の用途に細切れで利用されるのを防止する意味もありました。廃止の背景としては、農家の減少・高齢化と、担い手と呼ばれる規模の大きい農家だけでは地域の農業を守っていくのが難しくなってきたことがあげられます。

一方、コロナ禍を経て、地域移住をして、空き家に住み、農業を始めた若い世代が増えております。その中で、小規模農業・有機農業などへの関心が高まっているようです。国では「みどりの食料システム戦略」が二〇五〇年に有機農業を一〇〇ヘクタールに増やす目標を掲げ、市町村でも有機農業を推進しております。

今後は「半農半X」を支援し若い移住者を増やすことが市町村の目的でもあります。現在、磐梯町でも空き家対策と若い移住者を増やす取組がされています。経験豊かな老農や専業・兼業農家と、小規模で農業を始めた移住者が「農家の仲間」となり、水路の維持管理や草刈作業と一緒に取組むことができれば、磐梯町の地域農業の将来も明るいものになっていくのではないのでしょうか。農村があつての「農業・食料」です。遊休農地解消対策の観点からも、若者の移住・就農への手助けができればと思います。

結びに、この一年が皆様にとって実り多き年となりますよう、併せてご家族皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。

【目次】各委員挨拶…2～4	福島県下農業委員会大会・視察研修…2	農地パトロール…3
一般社団法人の設立について…4～5	農地中間管理事業…5～6	
地域計画・意見書提出…6	農地売買・転用、電気柵補助…7	若手農家紹介・各種案内…8

◇各委員挨拶

東部地区担当委員



農業委員

佐藤 栄祐
さとう えいすけ

〈更科団地〉

明けましておめでとうございます。

昨年は災害級の猛暑により、お米や野菜の栽培がとても難しい年でした。異常気象や温暖化の影響だと思いますが、年々栽培には厳しい気候なので、自然に合わせて頑張っていきたいと思います。

農業委員会においては私自身、二期目の拝命となりますが、前任期での経験を少しでも活かし、警梯町の明るい農業のためにお役に立てるよう努めてまいります。



農業委員

金田 未樹
かねた みき
〈法正尻〉

謹んで新春をお祝い申し上げます。

警梯町農業委員会は、任期満了に伴い新たな顔ぶれで始動しております。

現在、日本の農業が抱える問題は、依然として山積しております。日々農業に従事しながら、歯痒く感じることも多々あります。どのように変化しながら次世代へ繋いでいくのが良いのか、と頭の片隅には常にあるのですが、現状において最善を尽くすというところで精一杯であると反省しております。私自身、まだまだ微力ではありますが、これからも尽力していきますので今後ともよろしくお願い致します。

福島県下農業委員会大会 視察研修（伊達市）〔有限会社 穂友〕



農業委員

山口 芳徳
やまぐち よしのり
〈布藤〉

新年おめでとうございます。

東部地区の農地利用状況調査を実施した際、耕作放棄地の現状を目のあたりにし、改めて委員の重要性について考えさせられました。委員の皆様と共に考えを共有し、職務を全うしていく所存でありますので、よろしくお願い致します。

さて、昨年十一月に福島県下農業委員会大会が開催され、コロナ禍による三年間の人数制限が解除され約九〇〇名の委員が参加されました。優良活動に関する団体及び個人への表彰や記念講演、活動強化に関する申し合わせが決議されました。



福島県下農業委員会大会の様子

また、翌日に伊達市霊山町にある「有限会社穂友」の視察研修をして参りました。

社員が五名と小規模ながら、人・農地プランにおいて、地区の中心的担い手に位置づけられ、耕作放棄地の利用、発生防止に重要な役割を果たしているとのことでした。



最後に、農業を取り囲む課題は山積みしており、また難題なものが多く感じます。町全体をひとつの企業と捉え、取組んで参りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻ご協力の程よろしくお願い致します。



有限会社穂友 代表取締役 梅澤博之氏の説明を受ける農業委員



農業委員

鈴木 勇一
すずき ゆういち
〈源橋〉

あけまして、おめでとうございます。

昨年は、物価高騰や農産物の価格の低迷に加え、夏場から異常な暑さが続き、各農産物は品質の低下など、農業経営は依然として厳しく、今後も離農者は増加するものと感じています。現役農家や新規就農者が継続して行くには、地域計画による担い手対策を基本に、省力化と農業者の安全確保を両立するスマート農業に積極的に取り組める仕組みづくりが必要と感じています。

五十代の現役農家に聞きますと、少しでも長く農業を続けるには省力化が課題であり、今の時代は農家も休日がないと担い手の確保は難しいといった声や、親族や新規就農者に事業継承するにも、農業経営者としての技術継承・経営判断ができよう早い段階から話し合いができる仕組み作りが必要であるといった声が聞かれました。農業委員会としてもこうした状況の解決に取り組んでいきたいと思っています。



農地利用最適化推進委員

卯月 宏次〈横達〉

明けましておめでとございます。

昨年は、物価高騰の続く中、連日猛暑日続きで農作物への影響が多かった一年でありました。

今年も米価が上がり、野菜単価も上がり、安定した農業経営が成り立つことを望みます。

現状農家を取り巻く諸問題、後継者不足・コストの軽減化・農地集積による大規模化・兼業農家の在り方等問題が山積している中、磐梯町地場産業の農業を光り輝く産業として発展させるべく微力ではありますが尽力させていただきます。

中部地区担当委員



農業委員 板橋 恵

〈ごぶしヶ丘〉

新農業委員となりました板橋恵と申します。農業に携わっておりますが、まだまだ勉強しなければならぬことが沢山あると思っております。任期中、少しでも農業における知識を深めたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。



農業委員

川井 信之〈大寺二区〉

明けましておめでとございます。

昨年六月以降気温が上昇し、七月から九月中旬の気温は体温より高く推移しました。八十代の方も

こんな気温は経験したことがないと仰っております。

稲作、野菜、果樹も収穫量・品質共に平年並みには及びませんでした。こんな状況で獣害、熊の害が他県で頻発しております。山のドングリ等の不作により人家に現れ、人的被害が多く見られます。今年も世界的異常気象になるのでは…と不安でなりません。昨年の教訓を糧に同じ轍を踏まぬ事が、必要ではないかと思えます。

農地利用状況調査（農地パトロール）



農業委員 本多 孝幸〈本寺〉

新しい年を迎え、お慶び申し上げます。

昨年七月に農業委員に任命され、初めてのことばかりですので、これから少しずつ覚えて行きたいと思えます。

さて、農業委員の役割の一つとして農地パトロールがあり、町内全域を対象に実施されました。田畑の耕作状況を確認し、きちんと管理されているかパトロールしましたが、耕作されずに長年放置されている耕作放棄地が多いのに驚きました。長く放置されると、木や雑草が生えて耕作できなくなり、耕作可能にするには大変な労力とお金が必要となります。農業従事者の後継者が不足して従事者の高齢化が進み、耕作地を維持していくには厳しい状況です。これ以上の耕作放棄地を増やさないように、少しでも

お役に立てるように取り組みたいと感じました。



農業委員

前田 諭志〈大寺一区〉

農業委員として引き続き二期目の活動を継続させて頂くことになりました。

主に関わりのある〇〇を用いた鳥獣害対策ですが、昨年まではかなり被害の数が減っていたところ最近になって増えてきているという話を聞きました。雪の状況次第では春にまた増えるかも知れないので注視していきたいと思えます。

また、農業公社が設立されたことで、どのような作物や商品が売れるのか、道の駅やふるさと納税事業との連携を図ることで、出口としての販売戦略を検討していければと考えています。

二期目になってもまだまだ分からないことが少なくありませんが、関係者とも連携しながら町の農業振興のために精進していきたいと思えます。



農地利用最適化推進委員

鈴木 賢昭〈本寺〉

あけましておめでとございます。

昨年の改選により農地利用最適化推進委員に選任されたところであります。

ロシアによるウクライナ侵攻で、農業資材・燃油代の高騰、さらには異常気象による被害は甚大でした。農業を取り巻く環境は益々厳しいものがあります。「食」を担う大切な農地を未来に引き継ぐ為、微

力ではございますが尽力いたしますので、一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年は皆様にとりまして実り多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

西部地区担当委員



農業委員 会長職務代理者

田中 重博〈入倉〉

あけましておめでとうございます。

昨年四月に農業経営基盤強化促進改正法が施行され、新たな人・農地・プランとなる「地域計画」と「目標地図」づくりが全国で展開されています。

これは、各集落が将来、農地を誰が利用管理していくか、農地を含め集落と農業をどのように維持させていくか話し合いを進め、地域ごとに可視化した地図・地域の将来のあり方・地域づくりを、計画として作り上げるものです。本町においては、今年度が取組年度となることから、各集落での話し合いや目標地図および地域計画づくりの支援を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。



農業委員 田中 茂〈入倉〉

今年度の取り組みは、農業委員二期目を迎え、担い手農家訪問を重視し十戸以上の農家への幾度かの訪問活動に費やし、話し合いに始まり、いつもの年

と違い大変有意義な年の活動となりました。しかしながら成果について見てみると青色申告やインボイス制度の質問が多く、遊休農地や耕作放棄地の解消という話には中々ならず、かえって離農相談が多くありました。特に磐梯町における遊休農地解消事業の在り方は、多くの農家から疑視されており、引き続き議論をしてまいります。

また一方、県・町・農業委員・農協等に要望が多く、改めて農業委員の活動の脆弱を痛感しました。一人一人の問題は異なりますが、磐梯町の農業をどうするかは、皆さん大小規模の違いがあっても真剣に考えており、厳しい中でも我が町の農家の底力と未来の希望と夢を感じました。

農業委員会は何をしていると言われそうで日本の農業に不安を感じてしまい、大変心配でなりません。が、農業委員が一人一人の活動を積み重ね、磐梯町の農業を一つ一つ解決すれば安泰です。さらに日本国内農業問題をはじめ一人で悩まず「集まって強くなれ」の精神で皆さんの意見に耳を傾け、取り組みましょう。本年も農家訪問を致しますので、よろしくお願い申し上げます。



農地利用最適化推進委員

田部 忠一〈上西連〉

明けまして、おめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

私は農地利用最適化推進委員をしております。以前から見ますと耕地が荒れ、耕作面積が縮小されて

おります。高齢化になり耕作できなくなったと言われています。高齡化になり耕作できなくなった為と言われているようですが、私は最近、環境も変わり耕作しなくても生活できるようになったことが背景にあると思います。荒らしたくなかったが、いろんな事情があつて気付いた頃には手の付けられない状態になってしまったという方もおられます。

自然は手を付けないでおきますと、荒れてイノシシ、熊等が住み着くようになりますので、動物が住まないよう耕作する事で景観もよくなります。誰もが知っている訳ですが、できないのが実情です。地区によっては荒地解消による取組をしているところもあります。耕作放棄地を解消する為、荒地を所有しておられる方にお伺いし、荒地解消にご協力いただくようお願いいたします。

「一般社団法人ライステラス大谷」設立 地域まるっと中間管理方式を採用

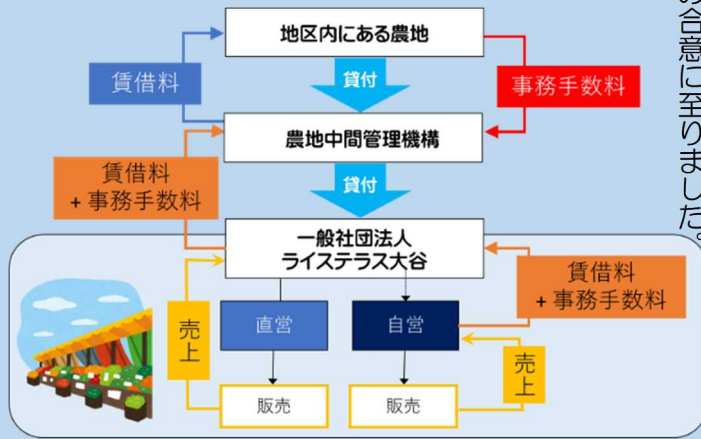


農業委員 鈴木 康正〈上西連〉

現在、どの地区においても、「後継者不足による農業や農地の維持をどうするか」ということが課題ではないでしょうか。上西連地区においても同様です。

この課題に対して、第五期中山間直接支払に取組む要件の一つに、集落戦略の実行計画があり、この機会に農地の維持・営農の継続をする為の受け皿として「地域まるっと中間管理方式」を選択し、「一般社団法人ライステラス大谷」を設立しました。

地域まるっと中間管理方式

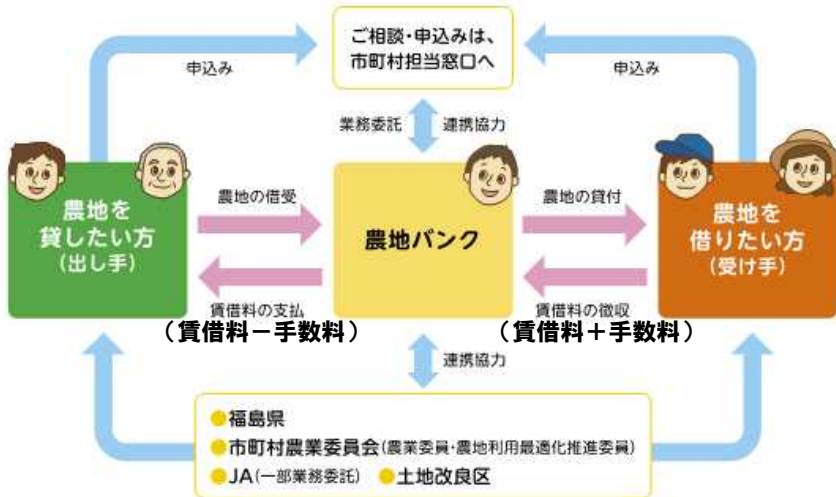


※農地中間管理機構を使った賃貸借の場合は、出し手・受け手の両方に手数料（賃借料の1%程度）がかかります。〔下限800円～上限8,000円〕
※自作する場合は使用貸借契約になりますので賃借料・手数料は発生しません。

※リーステラスとは「棚田」という意味です。
地域まるっと中間管理方式とは、現在耕作している人・していない人にかかわらず、地域内の農地をまるっとすべて農地中間管理機構に貸し付け、地区で設立した一般社団法人がそのすべての農地を借受ける方式です。
これまで通り営農をしたい人は、自分の裁量で営農をし、営農が出来なくなったら法人が担い手になり、地域全体で地域の農地を維持し営農を継続していくことを目的としています。
令和四年四月から、集落協定役員・担い手農家・集落協定者・集落への説明会を、町農林課・県普及部・農地中間管理機構の参加を含め、十回以上開催し、「地域まるっと中間管理方式」の採用をして法人設立の合意に至りました。

農地中間管理機構のしくみ

※地域計画が策定された場合は、地域計画に基づいて貸借を行うことになります。
地域計画は令和6年度末までに策定することになりますが、策定までの間は下記のフローでの貸借ができます。



農地中間管理機構（農地バンク）は、リタイアや規模縮小する農家等から農地を借り受け、認定農業者などの地域の担い手へ、その農地を貸し付ける公的機関です。賃借料の支払や受取は両者の口座間で行われます。※出し手・受け手の両方に手数料（賃借料の1%程度）がかかります。
手数料の例一〇〇アール（二町）の農地を一〇アールあたり一〇万円で貸付けた場合、賃借料が十万円なので、手数料はその一%の一〇〇〇円となります。

農地中間管理事業

農地中間管理事業を活用した地域等に対する支援

交付対象は地域計画の策定地域または令和5～6年度は策定に向けた協議の場が設けられている区域

集約化奨励金

転貸により、農地の集約化に取り組む地域に交付

交付要件

- 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha～の団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに10ポイント以上増加すること
- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者が耕作する1団地あたりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること
- 6年以上の賃借契約が必要 等

	地域の団地面積の割合	交付単価 (10aあたり)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万
区分2	20ポイント以上増加 既に30ポイント以上の地域は 1団地あたりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円

地域集積協力金

農地集積・集約した結果（活用率）に応じて交付

交付要件

- 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。又は、同一の耕作者が耕作する1ha（中山間地域及び樹園地は0.5ha）以上の団地面積が1割以上増加すること。
- 6年以上の賃借契約

	機構の活用率	交付単価 (10aあたり)
	中山間地域	
区分1	4%超15%以下	1.0万円
区分2	15%超30%以下	1.6万円
区分3	30%超50%以下	2.2万円
区分4	50%超80%以下	2.8万円
区分5	80%超	3.4万円

共有者一部不明農用地等も要件を満たせば、貸付が可能です。

今まで、相続放棄などで所有者不明になってしまった農地については、農地バンクに貸付ができませんでしたが、そのような農地でも県知事の認可・公告をすることにより、貸付ができるようになります。共有者一部不明農用地等の過半の共有持分を有する者の同意を得ている場合には、一般農用地と同じように手続きができます。

過半の共有持分を有する者の同意を得ていない場合でも、町農業委員会の探索・公示を経て、「みなし同意」とすることで貸付ができます。身近にそういった農地があり、借受を希望する場合は、農業委員会にご相談ください。

人・農地プランから「地域計画」へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただいておりますが、今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化するために、人・農地プランが法定化されました。地域農業の将来の在り方だけでなく、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「目標地図」を作成することが必要となりました。

人・農地プラン

地域農業の将来の設計図

地域計画

地域農業の将来の設計図

+ 目標地図



※おおむね

10年後の
耕作者の分布

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、さまざまな支援措置があります。

①区域に対する支援

・強い農業づくり総合支援交付金「産地基幹施設等支援タイプ」

・機構集積協力金「地域集積協力金、集約化奨励金」

・農地耕作条件改善事業

・農山漁村振興交付金「最適土地利用総合対策」

②経営体に対する支援

・農地利用効率化等支援交付金

・新規就農者育成総合対策「経営開始資金、経営発展支援事業」

・スーパー資金、農業近代化資金金利負担軽減措置

地域計画策定には、地区のみなさんの「話し合い」が必要不可欠です。一人一人の思いを計画に反映させることができるよう、積極的な参加をお願いします。



令和六年度磐梯町

農業施策に関する意見書提出

令和五年十二月六日、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増大等深刻化する様々な課題への支援と対策の強化、農業・農村の活性化や持続可能な農業構造への確立を図るための令和六年度予算編成並びに施策の推進に当たり、農業委員会として加藤農業委員長、田中会長職務代理者が行政への意見書を佐藤町長に提出しました。



田中職務代理者 加藤会長 佐藤町長

主な内容

- 1、担い手への農地集積について
- 2、遊休農地の解消について
- 3、新規就農者の育成・支援について
- 4、農業振興全般について

賃借料について

毎年農業委員会が配布する「賃借料情報」は、前年に町内で契約のあった賃借料の平均をもとに算出しております。（著しく高額・低額な賃借料は除外しております。）この賃借料はあくまでも参考として提供するものですので、最終的な賃借料は、米価の推移や生産費等を考慮し、貸し手借り手同士の話し合いで決定してください。

農地を売買・転用する場合には
農業委員会への届出が必要です！

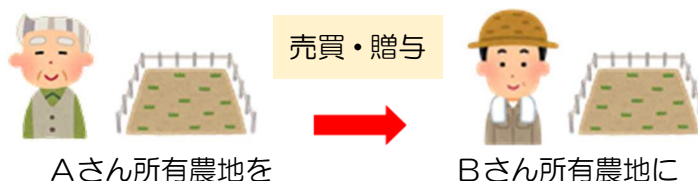
農地法では、農地の「権利移動」「転用」「転用目的の権利移動」の取引について、あらかじめ農業委員会や都道府県知事等の許可を取得することや、届出をするよう規定しています。手続きを怠ると、違反転用として三年以下の懲役、又は三〇〇万円以下（法人は一億円以下）の罰金が科せられることがあります。

●農地法第3条の許可申請（農地として売買・贈与）

売買など所有権の移転・地上権や賃借権等を設定する場合は、あらかじめ、農地の売買契約を締結したときに、農地所在する市町村の農業委員会に許可申請し、許可を得ることが権利者に義務付けられています。

たとえば…

「農業をリタイアするので、他の農家に農地を売りたい」場合

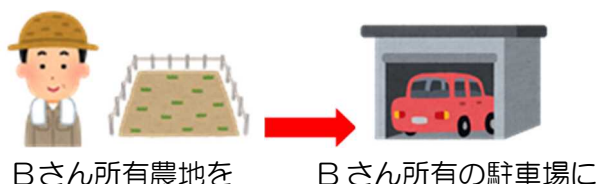


●農地法第4条の許可申請（所有農地の転用）

農地所有者自らが宅地や工業用地など農地以外のものに転用する場合は、都道府県知事または農林水産大臣が指定する市町村の長に許可申請し、許可を得ることが義務付けられています。

たとえば…

「自宅に隣接している所有農地を駐車場にしたい」場合

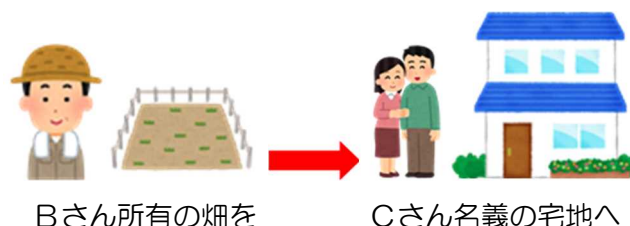


●農地法第5条の許可申請（所有権変更を伴う転用）

農地を農地以外のものに転用するために売買など所有権の移転・地上権や賃借権等を設定するときは、あらかじめ都道府県知事または農林水産大臣が指定する市町村の長に許可申請し、許可を得ることが義務付けられています。

たとえば…

「父親所有の農地を息子名義にし、新しく住宅を建てる」場合



※農振地域内の農地は、原則として農地転用ができません。

農作物の鳥獣被害でお困りの方、磐梯町では「電気柵設置補助」を行っています！

《補助対象者》町民又は農業者をもって組織する町内の団体等

《補助率》電気柵等の購入に要する経費の50%以内で、上限50万円

《申請方法》

①申請書類（申請書、事業計画書、収支予算書、配置図、見積書、資材内訳等）を町農林課へ提出してください。

②申請内容、必要事項等を審査のうえ決定し、申請者に通知いたします。

※予算の範囲内で実施しますので、審査により調整して決定する場合があります。

※予算額に達した場合は終了となりますのでご了承ください。





就農1年目
すずき さくら
鈴木 咲良さん
(源橋)

Q. 栽培作物は？

「サツマイモ」です。来年からはアスパラガスも始めます。

Q. 農業を始めるきっかけは？

実家が農家だったので小さい頃から手伝いをしていたから。

Q. 農業の魅力は？

まだ探索中です。

Q. 栽培の大変なところ、難しいところはどこですか？

収穫後にサツマイモを洗い流す手間がかかる。

アスパラは準備、管理が大変だなと感じます。

Q. 就農前・後にあると良い支援は？

販売先の支援があったら嬉しい！

Q. 今後の目標は？

規模拡大をして、栽培品種を増やしていきたい！

今考えているのはインゲンなど・・・。

町内の農業者の方へ一言！ \ 就農1年目なので、よろしくお願いします。 /



令和6年4月より**相続登記が義務化**されます。**3年以内**に登記が必要です。
(過去に発生した相続にも適用されます。)

令和5年（1月～12月）審議・協議事項	件数
農用地利用集積計画（利用権賃借）	130件
農用地利用集積計画（利用権一括）	6件
農地等現況確認証明申請(非農地証明交付申請)	4件
農地法第3条（農地の売買・譲渡）	4件
農地法第4条（農地の転用）	1件
農地法第5条（所有権移転を伴う農地の転用）	3件

農機具を譲ってほしい！

「まだ使える農機具」、倉庫で眠っていませんか？あなたには不要でも、誰かにとっては必要なものかもしれません。



現在農業委員会では、農業リタイアなどで不要になった農機具を、新規就農者などほかの農家の方へ譲っていただける方を募集しています。劣化が激しいものや、壊れて使えないものは、引き取れませんのでご了承ください。

連絡先：磐梯町農業委員会 0242-74-1217

○ 編集後記 ○



農地利用最適化推進委員

加藤 正己（赤枝）

明けまして、おめでとうございます。

昨年は、欧州や中東で戦火が広がり、経済情勢では為替レートの円安が進み、肥料等に使用される原材料も高騰、我々の生活に必要な物が値上がり、追い打ちをかけるように異常気象で野菜・稲作等で育成不良に陥り、農業収入の減少に見舞われました。

委員会では、「農業」に関わる講演会・研修会に参加し、今後の農業に関する諸問題等を行政・農業関係機関等と協力し合い、町の農業を盛り上げるために、皆様方と一緒に考え、農業に関する時報を機関紙等で通知致したく、今年も皆様のご協力を宜しくお願い致します。